

令和 7 年 9 月末退職予定のみなさまへ

組合員が退職すると、その翌日から被扶養者も含めて当組合の資格を喪失します。

(別紙 1「退職後の医療保険制度」参照)

退職日の翌日以降は、現在お持ちの組合員証・被扶養者証・資格確認書等は使用できなくなりますので、必ず所属所（市長部局は総務事務センター）へ返却してください。

※大阪市に再就職（再任用含む）される場合や、任意継続の申出をする場合でも、現在お持ちの証は返却が必要です。

共済組合の『任意継続』を希望される方は、以下の内容をご確認ください。

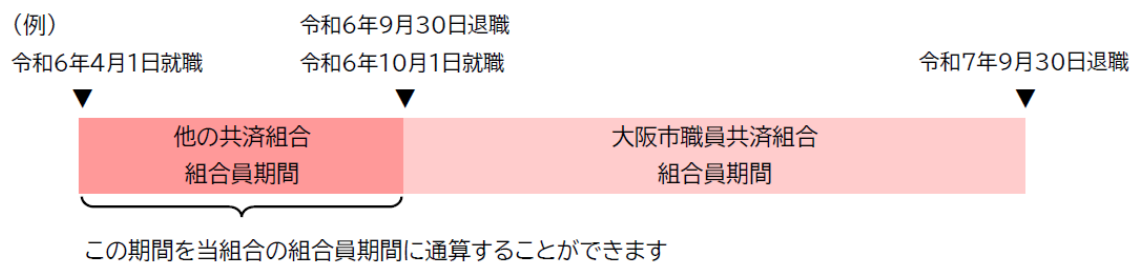
1. 任意継続制度について

退職後も申出によって、引き続き（最長2年間）組合員の資格を継続することができる制度です。

(1) 任意継続するための加入条件

① 退職日の前日までに引き続き 1 年以上の組合員期間がある

当組合の組合員期間が退職日の前日までに引き続き 1 年以上ない場合でも、当組合の資格取得日に引き続く他の共済組合員期間を含めた組合員期間が1年以上ある方は、任意継続の申出が可能です。（前歴の他の共済組合の「資格喪失証明書」が必要）



② 退職日の翌日から 14 日以内に「任意継続組合員資格取得申出書」に必要事項を記入のうえ、郵送にて当組合に到着

③ 退職日の翌日から 19 日以内に任意継続掛金を納付する

注意事項

- 令和 7 年 10 月 1 日に再就職し、再就職先の健康保険に加入する予定がある方は任意継続の申出はできません。

※ 予定していた再就職をしないことが確定した場合は、任意継続の申出をすることができます。また、社会保険の適用条件を満たさないために再就職先の健康保険に加入できない場合も任意継続の申出ができます（期限は変わりませんので、健康保険の加入有無についてお早目に再就職先にご確認ください。）。

- 再就職が 10 月の月途中予定の方は、再就職までの期間について任意継続の申出ができますが、月途中で任意継続組合員の資格を喪失しても初月の 10 月分の掛金は還付できませんので予めご了承ください（再就職先の健康保険が当組合又は他の共済組合の場合は還付します。）。

(2) 掛金

任意継続の掛金には「短期掛金」と「介護掛金（40 歳以上 65 歳未満の方のみ）」があり、事業主負担がなくなり組合員が全額自己負担することになります（在職中より高くなります。）。納付書により当組合の指定金融機関の窓口にて納付していただきます。

(計算式)

短期掛金＝掛金算定の基礎となる標準報酬月額(A)×掛金率(B)
介護掛金＝掛金算定の基礎となる標準報酬月額(A)×掛金率(B)

標準報酬月額(A) 次の①、②のうちどちらか低い方になります

①	退職時の標準報酬月額
②	全組合員の標準報酬月額の平均（令和 7 年度 410,000 円）

掛金率(B) 令和 7 年度掛金率

短期掛金…1,000 分の 105.60	介護掛金…1,000 分の 15.80
----------------------	---------------------

【掛金額の例 A】（標準報酬月額 410,000 円の場合）

短期掛金 410,000 円× 105.60/1,000＝43,296 円／月

介護掛金 410,000 円× 15.80/1,000＝ 6,478 円／月 計 49,774 円／月

【掛金額の例 B】（標準報酬月額 200,000 円の場合）

短期掛金 200,000 円× 105.60/1,000＝21,120 円／月

介護掛金 200,000 円× 15.80/1,000＝ 3,160 円／月 計 24,280 円／月

※ご自身の現在の標準報酬月額については、所属所からの標準報酬決定通知書や給与明細等（職場により異なります）にてご確認ください。確認できない場合は当組合の庶務係（06-6208-7541）へお問い合わせください。

(3) 給付内容等

在職中とほぼ同様の短期給付を受けることができますが、育児休業手当金、育児休業支援手当金、育児時短勤務手当金、介護休業手当金、休業手当金及び退職後に発生した傷病手当金と出産手当金は受けることができません。また、保健事業（がん検診等）については在職中同様に利用することができます。

2. 任意継続のお手続きについて

※任意継続は、郵送での手続きになります。（退職日前の申出書提出は通送でも可）

任意継続の手続きを希望される方は、別紙 2「任意継続の手続き方法」のとおり、お手続きください。また、退職日の翌日から 14 日以内にお手続きいただき、退職日の翌日から 19 日以内に掛金の納付を完了していただく必要がありますので、日数に余裕を持って、お早目にお手続きください。

マイナンバーカードの保険証利用をお願いします。

利用方法などの詳細は厚生労働省ホームページでご確認ください。



問い合わせ先：大阪市職員共済組合
担当 保健医療係

TEL 06-6208-7591～7593